

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和6年5月7日（令和6年（行情）諮問第533号）及び同年6月5日（同第646号）

答申日：令和6年10月18日（令和6年度（行情）答申第506号及び同第508号）

事件名：「避難措置の指示（政府素案）」の作成業務に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）
特定期間に行政文書ファイル等につづられた「避難措置の指示（政府素案）」の作成業務に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示請求につき、別紙の3に掲げる10文書（以下、順に「文書1」ないし「文書10」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示し、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年12月28日付け閣副事態第558号及び令和6年2月22日付け閣副事態第81号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定及び不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1について）

紙媒体についても特定を求める。

紙媒体が存在すれば、それについても特定を求める次第である。

（2）審査請求書2（原処分2について）

不開示決定の取消し。

念のため、関連部局を探索の上、改めて発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

(1) 原処分1について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書1の開示請求に対して、処分庁において、令和5年9月22日付け閣副事態第431号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和5年10月23日付け閣副事態第465号により本件請求文書1に係る行政文書のうち相当の部分（別紙の2に掲げる文書。以下「先行開示文書」という。）の開示決定（以下「先行開示決定」という。）を行い、さらに、令和5年12月28日付け閣副事態第558号により残りの行政文書について原処分1を行ったところ、審査請求人から、「紙媒体についても特定を求める。」との審査請求（以下「本件審査請求1」という。）が提起されたものである。

(2) 原処分2について

審査請求人が令和5年12月20日付けで行った本件請求文書2の開示請求に対して、処分庁において、令和6年2月22日付け閣副事態第81号により法9条2項の規定に基づき、当該行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないことを理由として、原処分2を行ったところ、審査請求人から「不開示決定の取消し。」といった趣旨の審査請求（以下「本件審査請求2」という。）が提起されたものである。

2 審査請求人の主張及び処分庁の対応の妥当性について

(1) 原処分1について

ア 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分1において、別紙の3に掲げる10文書（本件対象文書）を特定したところである。

また、処分庁において、本件審査請求1を受けて、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、先行開示決定及び原処分1で特定した行政文書（本件対象文書）以外に本件請求文書1に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分1は妥当である。

イ 審査請求人の主張について

「紙媒体についても特定を求める。」との点については、「紙媒体が存在すれば、それについても特定を求める次第である。」旨主張している。

しかしながら、上記アのとおり、処分庁においては、本件請求文書1に係る開示請求に対して、原処分1のとおり本件対象文書を適正に特定している。また、本件審査請求1を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、先行開示決定及び原処分1で特定した電磁的記録の行政文書（本件対象文書）以外の対象文書の存在は確

認できなかったとのことであり、処分庁において、原処分1において本件対象文書を適正に特定していると認められるところである。

(2) 原処分2について

審査請求人は、原処分2に係る審査請求の理由として、「念のため、関連部局を探索の上、改めて発見に努めるべきである。」旨主張している。

処分庁においては、本件審査請求2を受けて、本件請求文書2について、改めて対象となる行政文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、本件請求文書2に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

以上の点から、原処分2は妥当である。

3 結語

以上のとおり、原処分維持が妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年5月7日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第533号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年6月5日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第646号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書の收受（同上）
- ⑤ 同年9月18日 審議
- ⑥ 同年10月11日 令和6年（行情）諮問第533号及び同第646号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書1の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示する原処分1を、本件請求文書2の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とする原処分2を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1に対し、本件対象文書の紙媒体の特定を求め、原処分2に対し、本件請求文書2の不開示決定の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）及び本件請求文書2の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）について

- (1) 標記について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1の請求文言にいう「避難措置の指示（政府素案）」とは、沖縄県の離島避難に関する政府の避難措置の指示（案）を指しており、同避難措置の指示（案）の作成業務に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めるものと解し、本件請求文書1に係る開示請求の対象として先行開示文書及び本件対象文書を特定した。

イ 先行開示文書及び本件対象文書は、内閣官房の担当部署の職員が沖縄県の離島避難に係る訓練を実施するに当たって、電子的に作成・取得した文書であって、電磁的記録のみで保有している。また、その保管については、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、紙媒体は保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、担当部署において、書架、書庫及び担当職員の机等の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の紙媒体の存在は確認できなかった。

(2) 先行開示文書及び本件対象文書の作成及び保管状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書は職員が電磁的に作成・取得したものであって、電磁的記録のみで保有しており、紙媒体として保有していない旨の上記(1)イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。また、上記(1)ウの探索の範囲等も不十分とは認められない。

したがって、内閣官房副長官補において、先行開示文書及び本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められない。

3 本件請求文書2の保有の有無について

(1) 標記について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書2の請求文言にいう「閣副事態第465号」とは、令和5年10月23日付けの先行開示決定を示しており、本件請求文書2に係る開示請求においては、避難措置の指示（政府素案）の作成業務に関する行政文書のうち、本件請求文書1に係る開示請求の受理日の翌日である同年8月24日以降に処分庁が作成又は取得した文書を求めているものと解した。

イ 処分庁は、令和5年8月24日から本件請求文書2に係る開示請求の受理日である令和6年1月26日までの間に、避難措置の指示（政府素案）の作成作業に関する行政文書は作成又は取得していないことから、本件請求文書2に該当する文書について不存在とする原処分2を行った。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、改めて執務室内の書庫、書架及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件請求文書2に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問書に添付の資料（写し）を確認したところ、本件請求文書2の対象となる期間に鑑みれば、本件請求文書2について作成又は取得していないとする上記（1）ア及びイの諮問庁の説明に特段、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。また、上記（1）ウの探索の範囲等も不十分であるともいえない。

したがって、内閣官房副長官補において、本件請求文書2を保有しているとは認められない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示し、本件請求文書2の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、本件請求文書1につき、内閣官房副長官補において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、内閣官房副長官補において本件請求文書2を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

「避難措置の指示（政府素案）」の作成業務に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全て。【裏面をご参照下さい】

(2) 本件請求文書 2

「避難措置の指示（政府素案）」の作成業務に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全てのうち令和5年10月23日付け閣副事態第465号で特定された後につづられた文書の全て。

2 先行開示文書

令和4年度沖縄県国民保護図上訓練

3 本件対象文書

文書1 沖縄県今後の道行（案）

文書2 沖縄県今後の道行（案）

文書3 沖縄県今後の道行（案）

文書4 避難措置の指示素案，経路，避難先

文書5 第2回避難に係る検討資料

文書6 第2回避難に係る検討資料

文書7 関係機関等連絡調整会議運営訓練資料

文書8 沖縄県国民保護訓練説明資料（案）

文書9 沖縄県国民保護訓練説明資料（案）

文書10 沖縄県国民保護訓練説明資料（案）